

令和8年4月
進路部長 豊田 武志

推薦入試について【確定版】

はじめに

推薦入試は、原則として出身高等学校長の推薦（推薦文や調査書）を受けて出願できる入試方式です。主に「総合型選抜」と「学校推薦型選抜」の2つの方式があります。

・総合型選抜

エントリーシートなどの提出書類に加え、面接や論文、プレゼンテーションなどを通して、受験生の能力・適性や学習意欲などを時間をかけて総合的に評価する入試方式です。

・学校推薦型選抜

大きく分けて「公募制」と「指定校制」の2つのタイプに分かれます。

公募制：大学が定める出願条件を満たし、出身高等学校長の推薦があれば受験できる選抜です。

指定校制：大学が指定した高校の生徒のみに出願資格が与えられ、高校と大学の信頼関係に基づいて、高校それぞれでの選考基準に基づいて推薦者を決定する選抜です。

「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試の基本的な考え方と注意事項

「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試は、その大学・学部が第一志望（原則専願）であり、そこで学ぶ強い意志を持つ生徒のための制度です。制度の趣旨を十分理解した上で検討してください。

「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」の書類提出期限と出願条件について

提出書類などには本校が設定した厳守すべき期限があります。いかなる理由があっても、期限に遅れた場合は受け付けることができません。提出期限は指定日までです。それ以前に出すことは可能です。期日ギリギリにならないように早めの提出を心がけましょう。また、各大学が指定する出願条件（英語の外部検定等）は、本校指定の「出願願」が提出された時点で満たしている必要があります。「出願願」の提出時点で条件を満たしていない場合、出願は認められません。

複数出願（併願）について

複数の「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試を検討する場合、最初に出願した大学の合否が判明した後であれば、別の大学や入試方式での出願を認めます（最初に出願した大学の合否が不明な段階での別の大学の入試の出願は認めません）。ただし、併願可能な「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試については複数の出願を認めますが、専願入試が含まれる場合は、専願入試に合格した場合、必ずその大学に進学していただきます。

「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試の検討にあたって

近年、年内入試を実施する大学が増えてきていますが、入学定員の割合を見ると、国立大学で約80%、私立大学で50%は一般入試での入学となっています。

「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試は、学科試験以外に小論文や面接など各大学が指定する入試科目の準備が必要です。また、一般入試よりも受かりやすいというわけでもありません（各大学が指定する科目が本人にとって得意かどうかによります）。

このようなことを総合的に判断し、受験をするかどうか決めて欲しいと考えています。

以下に令和8年（令和9年度入試）の「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」についての流れを説明します。

☆私立大学・国公立大学「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」

7月30日までの確認事項

「私は「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」の入試制度を利用し、〇〇大学の〇〇学部への進学を希望します。」という意思表示の確認を、旧担任に行っていただきます。その際、年内、年明けともに「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試に出願する可能性のある大学は全て意思表示してください。7月30日以降に出願校等の変更がある場合は、8月4日までに旧担任へお申し出ください。8月5日以降の変更、および出願願提出後の変更は、理由の如何を問わず一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

○生徒→担任への出願願、指導理由書の書類を旧担任に提出等の提出締切

出願の開始日が ~ 8/31 ⇒ 出願開始日の1ヶ月前まで

出願の開始日が 9/1 ~ 10/14 ⇒ 8月18日（火）13:00まで

出願の開始日が 10/15 ~ 年内 ⇒ 9月24日（木）13:00まで

出願の開始日が 年明け ~ ⇒ 1月9日（木）13:00まで

「出願願（進路の手引きp.31）」「志望理由書・自己推薦書（進路の手引きp.34）」等必要書類を担任へ提出してください。HP上に提出書類をあげています。

※学校内で推薦人数に制限がある場合、校内選考では評定平均の基準に加え、本人の志望動機・学習意欲・日常の生活態度等を総合的に判断して出願優先順位を決定します。ただし、各選考前に別の「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試を出願している場合、初めて「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試を受ける生徒を優先順位の上位とします。

※大学入学共通テストを課す推薦を希望する生徒に関しては、1月9日以降、大学入学共通テスト前までに被推薦者の推薦の優先順位を審議し、決定します。

☆短期大学・専門学校推薦

7月三者面談での確認事項

「私は「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」制度を利用し、〇〇短期大学・〇〇専門学校の〇〇学部への進学を希望します。」という意思表示の確認を、旧担任に行っていただきます。その際、年内、年明けともに「総合型選抜」および「学校推薦型選抜」入試に出願する可能性のある大学・専門学校は全て意思表示してください。7月30日までに旧担任に意思表示してください。（7月31日以降の新たな申し出は受け付けられません）

○生徒→担任への出願願、指導理由書の書類を旧担任に提出等の提出締切

7月30日（木）13:00まで

「出願願（進路の手引きp.31）」「志望理由書・自己推薦書（進路の手引きp.34）」等必要書類を担任へ提出。HP上に提出書類を上げています。

※短大・専門学校の指定校については進路部（職員室内）に一覧表と、入試案内等の資料があります。希望者は進路部まで直接確認に来て下さい。